

許可番号 第00160004747号

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 北海道北広島市北の里41番地27

氏 名 環境開発工業株式会社 代表取締役 吉田 寿一

優
良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

北海道知事 鈴木 直道

許可の年月日 令和2年(2020年)8月28日

許可の有効年月日 令和9年(2027年)8月22日

1. 事業の範囲

廃油(揮発油類、灯油類及び軽油類。)、廃酸(pH2.0以下のもの。廃バッテリーを含む。)、
廃アルカリ(pH12.5以上のもの。)、特定有害産業廃棄物(詳細は第2面に記載のとおり。
廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物については、低濃度ポリ塩化ビフェニル
に限る。)。積替保管あり。以下余白。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を
行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
第3面に記載のとおり。以下余白。

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

第4面に記載のとおり。以下余白。

5. 積替え許可の有無 有・☒無

※当欄は、北海道内政令市における積替え許可の有無を示している。

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有・☒無

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

許可番号 第00160004747号

許可業者の名称 環境開発工業株式会社

取扱う特別管理産業廃棄物（うち特定有害産業廃棄物）の種類

廃棄物の種類 含有等する 有害物質の種類	廃 ポリ 塩化ビ フェニ ル等	ポ リ塩化 ビフェ ニル汚 染物	ポ リ塩化 ビフェ ニル処 理物	廃 水銀等	指 定下 水汚 泥	鉍 さい	廃 石綿 等	ば いじん	燃 え殻	廃 油	汚 泥	廃 酸	廃 アルカリ	産業 廃棄物 を処分 するた めに処 理した もの
石綿							○							
アルキル水銀化合物														
水銀又はその化合物（アル キル水銀化合物を除く）											○	○	○	
カドミウム又はその化合物											○	○	○	
鉛又はその化合物											○	○	○	
有機燐化合物											○	○	○	
六価クロム化合物											○	○	○	
砒素又はその化合物											○	○	○	
シアン化合物											○	○	○	
ポリ塩化ビフェニル	○	○												
トリクロロエチレン										○	○	○	○	
テトラクロロエチレン										○	○	○	○	
ジクロロメタン										○	○	○	○	
四塩化炭素										○	○	○	○	
1,2-ジクロロエタン										○	○	○	○	
1,1-ジクロロエチレン										○	○	○	○	
シス-1,2-ジクロロエチレン										○	○	○	○	
1,1,1-トリクロロエタン										○	○	○	○	
1,1,2-トリクロロエタン										○	○	○	○	
1,3-ジクロロプロペン										○	○	○	○	
チウラム											○	○	○	
シマジン											○	○	○	
チオベンカルブ											○	○	○	
ベンゼン									○		○	○	○	
セレン又はその化合物											○	○	○	
1,4-ジオキサン														
ダイオキシン類														

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

許可番号 第00160004747号

許可業者の名称 環境開発工業株式会社

施設の種類 保管場所1
設置場所 北広島市北の里41番地8
面積 5.95㎡
種類

・廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類）。

保管上限 1.931m³

施設の種類 保管場所2
設置場所 北広島市北の里41番地8
面積 10.00㎡
種類

・廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類）。

保管上限 4.80m³

施設の種類 保管場所3
設置場所 北広島市北の里41番地29
面積 1.00㎡
種類

・廃酸（pH2.0以下のもの（廃バッテリー））

保管上限 0.20m³

施設の種類 保管場所4
設置場所 北広島市北の里41番地29
面積 1.00㎡
種類

・廃酸（特定有害産業廃棄物）。

保管上限 0.60m³

施設の種類 保管場所5
設置場所 北広島市北の里41番地29
面積 1.00㎡
種類

・廃アルカリ（pH12.5以上のもの）。

保管上限 0.60m³

施設の種類 保管場所6
設置場所 北広島市北の里41番地29
面積 1.00㎡
種類

・廃アルカリ（特定有害産業廃棄物）。

保管上限 0.60m³

施設の種類 保管場所7
設置場所 北広島市北の里41番地29
面積 1.00㎡
種類

・汚泥（特定有害産業廃棄物）。

保管上限 0.60m³

施設の種類 保管場所8
設置場所 北広島市北の里41番地29
面積 1.00㎡
種類

・廃酸（pH2.0以下のもの（廃バッテリー））

保管上限 0.20m³

施設の種類 保管場所9
設置場所 北広島市北の里41番地8
面積 4.84㎡
種類

・廃酸（pH2.0以下のもの（廃バッテリー））

保管上限 1.60m³

以下余白。

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

許可番号 第00160004747号

許可業者の名称 環境開発工業株式会社

(平成5年(1993年) 7月1日 新規許可【小樽市】)

平成8年(1996年) 2月26日 変更許可【小樽市】

(廃油(ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、ベンゼン。)、汚泥、廃酸、廃アルカリ(以上3種類はシアン化合物、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物を含むもの。)の追加。)

平成8年(1996年) 3月8日 変更許可

(廃油(ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、ベンゼン。)、汚泥、廃酸、廃アルカリ(以上3種類はシアン化合物、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物を含むもの。)の追加。)

平成9年(1997年) 3月19日 変更許可

(汚泥、廃酸、廃アルカリ(以上3種類は有機燐化合物を含むもの。)の追加。)

平成10年(1998年) 7月1日 許可の更新【小樽市】

平成10年(1998年) 8月23日 許可の更新

平成15年(2003年) 2月12日 変更許可

(積替保管の追加。)

平成15年(2003年) 7月1日 許可の更新【小樽市】

平成15年(2003年) 8月23日 許可の更新

平成18年(2006年) 4月1日 小樽市より移管

平成20年(2008年) 8月23日 許可の更新

平成25年(2013年) 10月18日 許可の更新

平成27年(2015年) 7月29日 変更許可

(廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物(以上2種類は低濃度ポリ塩化ビフェニルに限る。)の追加。)

令和2年(2020年) 8月28日 許可の更新

以下余白。